

特 集 に あ た つ て

埼玉県立文書館には、3回のアニバーサリーがある。

1969年=昭和44年4月1日、埼玉県立図書館文書(もんじょ)課として、埼玉県の文書館は誕生した。今年度=平成11年度=1999年度で30年になる。県教育委員会の組織としては、図書館の1セクションであったが、当初から施設や資料の管理方法を独自に持ち、「文書館(埼玉県立図書館文書館)」の名称を用いていた。それゆえ当館では、この時を起点として館の歴史を数えてきている。

1975年=昭和50年4月1日、埼玉県立文書館が誕生した。組織的に図書館から離れ、名実ともに独立館となったのである。来年度=平成12年度=2000年度で25年になる。

3度目のスタートは1983年=昭和58年4月1日、施設的にも図書館から離れ、独立新館に移転した。地上4階地下2階・延床面積6,507.28m²の規模を持つ新館での閲覧業務は6月1日から開始されたが、それは情報公開条例の施行と日を一にするものであった。ここから数えてもすでに15年以上の歳月が流れている。3年後=平成15年度=2003年度で20年となる。

3度目のスタート以後も、文書館を取りまく状況は大きく変化している。1987年=昭和62年12月、公文書館法が公布された。その前後には全国で都道府県立文書館の設立が相次ぎ、新館移転当時の9館から現在は26館と、1年1館以上のペースでその数を増した。県内の市町村でも、久喜市公文書館をはじめ八潮市立資料館、入間市博物館など、文書館機能を有する施設が増えている。創設以来20年にわたって担当してきた全史料協(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会)の事務局が当館から離れたという事実も、このような状況の反映といえるだろう。

しかし、90年代に入っての状況は文書館にとって厳しいものとなっている。バブル経済崩壊後の財政状況の悪化は、新たな文書館設立の動きを阻み、既設館の予算を大きく圧迫している。また、情報公開制度や個人情報保護制度の普及は、市民の公文書への関心を高める一方、文書館制度との軋轢を生む危険性もはらんでいる。整理業務へのコンピュータ導入に始まり、文書媒体自体の電子化に至ろうとしているデジタル・テクノロジーの進展は、多くの文書館業務に変革を求め、理論の見直しを迫っている。より直接的には、「情報公開法」の制定、国立公文書館の独立行政法人化、という一連の国レベルの動きがある。

埼玉県でも、いま、情報公開制度の基本的あり方や文書管理システムの電子化が検討されている。その実施にあたっては、文書館制度とのより良い調和がはかられねばならない。館内でも、たとえば行政文書の簿冊・件名レベル全データのデータベース化が進められるなど、ワード・プロセッサーですら1台も存在しなかった新館開設時とは昔日の感がある。また、当館独自の変遷として、地図センターの開設(1992年=平成4年)、県民部県史編さん室の業務を引き継いでの史料編さん課設置(1995年=平成7年)という組織拡大が行われた一方、保存庫の収蔵限界はすでに現実的問題として館の運営に影を落としている。

世紀がかわろうとしている今、当館も大きな変化を求められている。これに対し、館内では多くのチームが組まれ、「将来像」や収蔵スペース、電子化対応などの、さまざまな検討が進められてきている。そのようななか、奇しくも開設30年、そして、独立25年という年を迎えた。

とるべき進路の検討の素材として、30年の記録を特集する。